内部証価

今和元年度 事務事業白主占給シート

様式1-1

事業名	名 交通安全対策会議費 調書]書番号
細事業名	交通安全対策会					議費		財務コード		121001	121001	
担当部課室	リニ	ア交通	1 局	ズ	で通政策	課の	 	担当	(内線)	1962		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			C/C-3///	H-11			(1 3420)	1002		
Ⅰ 事業の					/ E !! =		İ					
実施期間	始期	S45	年度	~	終期	年度						
実施主体	県(直営	,	<u> </u>					I la fala a la ca				
目的	だれ(何)を対象に その対象をどのような状態にして 結果、何に結びつけるのか 県交通安全計画(5カ年)及び県交通安全 実施計画(1年)の策定による効果的な交通 安全対策を講ずることにより、交通事故の 減少を目指す。											
内容	 ○事業概要:交通安全対策基本法第16条により、県に「交通安全対策会議」を設置するとともに、同法第25条により、五ヶ年間の「交通安全計画」を策定。また、毎年度の「交通安全実施計画」を策定し、これらの規定に基づいた事業を実施 ○計画策定:交通安全計画(5年ごと)※現在は第10次山梨県交通安全計画(H28~H32年度)の期間中交通安全実施計画(毎年) ○会議構成:委員30名(知事、指定地方行政機関7名、県教育長、警察本部長、知事部局部局長5名、市町村長8名、消防長2名、交通団体5名)、幹事35名(委員の所属課長等) ○会議等:令和元年度 山梨県交通安全対策会議の開催・県内における交通安全に関する施策を審議し、「令和元年度山梨県交通安全実施計画」を策定 											
Ⅱ 事業の	D目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)											
区分		指標				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(R1)年度	R2年度
					目標	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
活動指標	字績(§ 交通安全対策会議の開催 達成				実績(見込)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
					達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
					達成区分	b	b	b	b	b	b	
	安全実施計画(毎年)の策定 達成率 達成区				目標	実施計画策定	実施計画策定	基本計画及び 実施計画策定	実施計画策定	実施計画策定	実施計画策定	実施計画策定
成果指標					実績(見込)	実施計画策定	実施計画策定	基本計画及び 実施計画策定		実施計画策定		
					達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
						b 38	b	b	b	b	b	
		ž	夬算(予算	単)単位	立∶千円	8	18	8	8	158	139	
Ⅲ 事業の評価(平成30年度の業績評価)												
活動指標	b [
成果指標	評 第10次山梨県交通安全計画の数値目標である、交通事故死亡者数30人以下は現時点で達成はされていないが、交通事故件数 4400件以下はすでに達成されており、交通安全実施計画に基づく実効性のある対策を重点的かつ計画的に推進していくことで、後目標の達成は可能であると考えている。										通事故件数 いくことで、今	
・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。												
IV 見直しの	の必要性	Ė(令₹	□2年度	に向し	ナた改善等	の考え方	ī)					
	判定 ✓ 必要性が高い				□ 必要性がある程度認められる □ 必要性が低い							
県関与の 必要性	□ 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される □ 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている □ 以 法令等により、県が実施することが義務づけられている □ 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる □ 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 □ その他 () 説 明											
有効性	判定		大幅な成り	果向上	が可能	成果向	上が可能		/ 成果向上は	あまり望めない	١	
(成果向上)	説 明	た成果	を上げてし	いるため	ı							
見直しの 余地	別直す余地がある											
その他見直しの	朗 法に	まべ/= J:	あの生亡 !	· 中#-~	: t Z + , h							
必要性	無 法に基	をしく計	画の策定と	夫他で	wa/こW							
Ⅴ 見直しの	D方向(·	令和2	年度当	初予	算等での対	応状況)						

現行どおり 説明 説明・・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。